

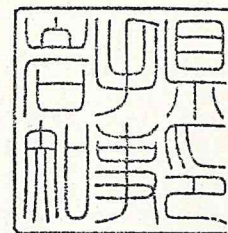


環生第100号

令和4年5月20日

岩手県環境審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項及び第3項、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条並びに新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成15年岩手県条例第22号）第9条第1項の規定に基づく第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について

「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」見直しの基本的な考え方について

1 諮問の趣旨

本県の地球温暖化対策は、令和3年3月に、令和12年度を目標年次とする「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を実施してきました。

この計画では、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で41%削減することを基本目標として掲げ、取組を進めているところですが、国において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「温暖化対策推進法」という。）の改正や、2030年温室効果ガス排出削減目標が新たに設定されたことなどを踏まえ、計画の目標や施策を見直すこととし、その基本的な考え方について岩手県環境審議会に諮問するものです。

2 実行計画の位置付け

- (1) 「いわて県民計画（2019～2028）」（平成31年3月策定）の10の政策分野のうち「自然環境」の政策項目に掲げる「地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成」及び「岩手県環境基本計画」の「環境分野別施策」の1つである「気候変動対策」を推進するための計画です。
- (2) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成15年岩手県条例第22号。以下「新エネ省エネ条例」という。）第9条の規定に基づく、「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進」に関する基本的な計画です。
- (3) 温暖化対策推進法第21条第1項の規定に基づく、「県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置」に関する地方公共団体実行計画です。
- (4) 温暖化対策推進法第21条第3項の規定に基づく、「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」を定める地方公共団体実行計画です。
- (5) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく、地域気候変動適応計画です。

3 見直しの方向性（案）

	当初計画	見直しの方向性（案）
(1) 実施期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10か年計画	当初計画に変更なし
(2) 計画の目標	① 目指す姿 ② 計画の基本目標 ・温室効果ガスの排出削減目標 ・再生可能エネルギーの導入目標 ・森林吸収量の見込み	計画の基本目標について、審議会等で御議論いただいたうえで、目標数値を見直し
(3) 計画の構成	① 計画の基本的事項 ② 本県の地域特性 ③ 地球温暖化の現状と課題 ④ 温室効果ガスの排出量等の現況と将来予測 ⑤ 計画の目標 ⑥ 目標の達成に向けた対策・施策 ⑦ 地球温暖化への適応策 ⑧ 各主体の役割と計画の推進	当初計画に加え、温暖化対策推進法改正に伴う、促進区域の環境配慮基準に係る項目の追加を検討
(4) 主要な指標	計画の目標のほか、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」の3つの施策領域に計35指標を設定	審議会等で御議論いただいたうえで、指標及び目標数値を見直し

4 見直しの手順

- (1) 見直しに当たって、岩手県環境審議会の答申に基づき、現計画の構成や主要指標等の変更が生じた場合は、「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例（平成15年岩手県条例第59号）」に基づき、県議会の議決を経るものとします。
- (2) 計画の見直しに当たっては、策定過程を重視することとし、パブリックコメント等を実施する等、広く県民等の意向把握に努めるものとします。

5 見直しに係るスケジュール

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 令和4年5月 | 岩手県環境審議会へ諮問 |
| (2) 令和4年5～8月 | 改訂計画の審議 |
| (3) 令和4年10月 | 改訂計画の答申 |
| (4) 令和4年11月 | パブリックコメント |
| (5) 令和5年3月 | 県議会議決 |
| (6) 令和5年3月 | 計画の決定、公表 |

6 参考

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の

目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(2) 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

(3) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 22 号）

（基本計画）

第9条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

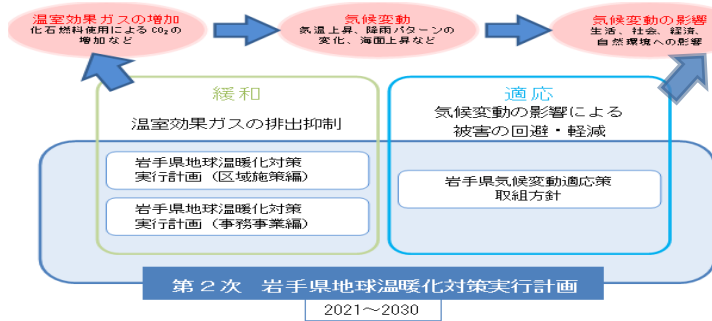
4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第1章 計画の基本的事項

- ・2015年パリ協定が採択し、脱炭素化が世界的な潮流に
- ・2019年11月、本県の次期環境基本計画の長期目標として「温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ」を掲げる旨表明
- ・新型コロナウイルス感染症による社会生活の変化
- ◆計画期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

■ 気候変動対策の一体的推進



第2章 本県の地域特性

- 自然的、社会的特性：広大な県土…世帯当たりの自家用車保有台数全国16位…次世代自動車導入低水準、年平均気温低…世帯光熱費高水準…高効率な省エネルギー機器所有低水準
- 地域資源
・風力、地熱は全国的にも賦存量に恵まれた地域
推定利用可能量：風力2位（209億kWh）、地熱2位（11億kWh）

第3章 地球温暖化の現状と課題

- ・温室効果ガスの増加に伴う気温上昇による気候変動・気象災害が顕著であり、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題
- ・2020年10月、国が「温室効果ガス排出2050年実質ゼロ」を宣言

■ 実行計画(2011～2020)の目標と達成状況

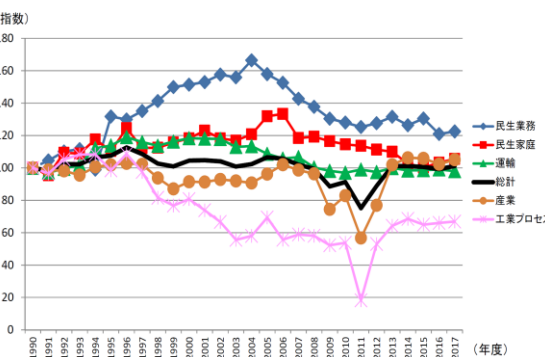
指標	目標 [2020年度]	実績 [2017年度]
排出削減割合	家庭 ▲18%	5.5%
	産業 ▲6%	5.1%
	業務 ▲6%	22.5%
	運輸 ▲14%	▲2.0%
排出削減対策全体	▲13.0%	0.7%
再生可能エネルギー自給率	35.0%	34.4% (2019)
森林吸収量	1,148千t	1,297千t

温室効果ガス排出量▲10.2%
[2017年度]
森林吸収分▲9.5%
再生エ導入▲1.3%
削減対策 0.7%

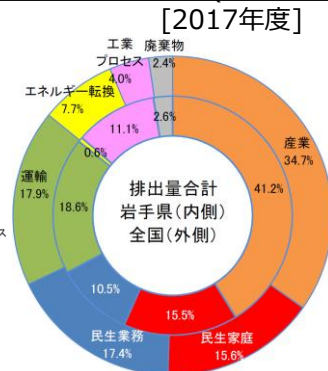
※目標▲25%
に対し約4割
の達成状況

第4章 温室効果ガス排出量等の現状と将来予測

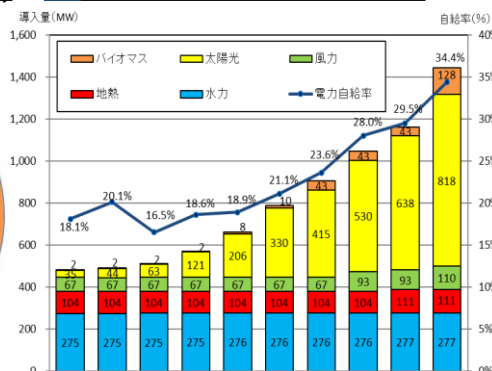
■ 部門別CO₂排出量の推移



■ CO₂排出量部門別割合(全国比較)



■ 再生可能エネルギー導入状況



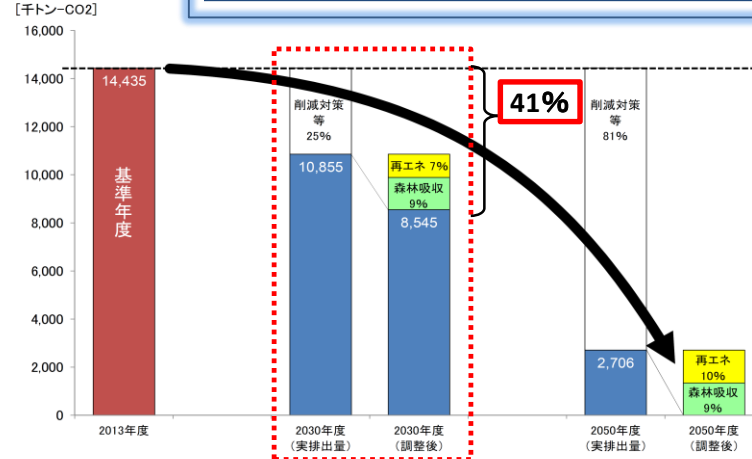
第5章 計画の目標

■ 目指す姿

省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会

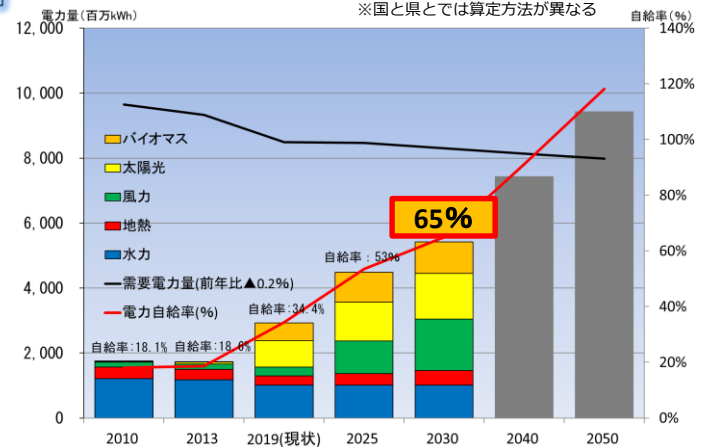
■ 目標 [2030年度]

温室効果ガス排出削減割合(2013年度比) 41%
再生可能エネルギー電力自給率 65%、森林吸収量1,339千t



2050年度
温室効果ガス
排出量
実質ゼロ

- 国の目標26%を上回る削減目標
- 国の目標22～24%を上回る再生可能エネルギーの導入



第6章 目標の達成に向けた対策・施策

- ▷ 各主体の自主的な取組を促進する取組
- ▷ 本県の地域特性を活かした取組
- ▷ 地域経済や生活等の向上にも資する取組

省エネルギー対策の推進

- 暮らしにおける省エネルギー化
住宅・建築物の省エネ化、省エネ性能の高い設備・機器の導入支援
- 産業における省エネルギー化
省エネルギー活動の促進、環境経営等の促進
- 地域における省エネルギー化
公共交通の利用促進、環境負荷低減自動車使用、環境負荷低減まちづくり



再生可能エネルギーの導入促進

- 着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入
風力等事業化支援、導入環境の整備、関連産業への参入支援、広域連携・環境付加価値の活用支援
- 自立・分散型エネルギーシステムの構築
市町村の自立・分散型エネルギーシステムの県内への展開促進
- 水素の利活用推進
水素利活用モデルの実証導入等の推進、水素ステーション・FCV等の水素関連製品等の普及促進
- 多様なエネルギーの有効利用
バイオマスエネルギーの利用促進



多様な手法による地球温暖化対策の推進

- 森林吸収源対策
持続可能な森林の整備、木材・木質バイオマスの利用促進、県民や事業者の参加による森林づくりの推進
- 廃棄物・フロン類等対策
廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進、循環型社会を創るビジネスの促進や支援
- 基盤的施策の推進
・県民運動の推進
・分野横断的施策の推進
・県の率先的取組の推進
・環境学習の推進



主な指標(目標:中間年2025)

[現状値(2019)→目標(2025)]

省エネ住宅ストック率 62.5%(2018)→90%
電動車の割合 17.4%→29.0%

再生可能エネルギー導入量 1,444MW→2,029MW
住宅用太陽光発電設備導入件数 29,145件→38,500件

間伐材利用率 42%→42.8%(2022)
地球温暖化防止への対応県民の割合 77.5%→80.0%

◎家庭・事業者への省エネ・再生エ機器導入支援、地球温暖化対策計画書制度の強化、県有施設の再生可能エネルギー導入(RE100)他

第7章 地球温暖化への適応策

■ 気候の現状と将来予測

- ・100年で1.7℃上昇(盛岡)、夏日10年あたり1.4日増、冬日2.3日減
- ・今世紀末年平均気温4℃上昇、夏日60日程度増、冬日70日程度減、激しい雨発生2倍増

分野ごとの主な影響と将来予測

- [農業] 高温によるコメ・果樹の品質低下
- [水産業] 海水温の上昇によるサケ等の分布域の変化
- [自然生態系] 野生鳥獣の生息域拡大による農業・人的被害
- [自然災害] 大雨、短時間強雨の増加による洪水等水害
- [健康分野] 熱中症者数、感染症リスク増加 等

具体的な適応策

- 環境の変化に対応した新たな水稻品種の育成
- 秋サケ増殖に関する研究
- 野生鳥獣の被害対策
- 河川改修、防災知識の普及
- 熱中症、感染症対策の注意喚起 等



○気候変動適応に関する県民理解の増進、地域気候変動適応センターによる情報収集・提供

第8章 各主体の役割と計画の推進

- ・県・市町村・県民・事業者・教育機関等の役割を踏まえた実践
- ・温暖化防止いわて県民会議を中心とした連携・協働

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて

1 計画の見直しの背景

- ・国では、地球温暖化対策推進法を改正し、パリ協定に定める目標及び**2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念**として位置付けたほか、地球温暖化対策計画が改訂され、2030年度の**温室効果ガスの46%削減（2013年度比）**が掲げられた。
- ・県内市町村で、地域実行計画の策定や国が選定する脱炭素先行地域を目指す動きが活発化。



- ・県では、**令和3年3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定**したところであるが、国の新たな目標設定や、県内市町村の積極的な取組状況等を踏まえて、県計画の**温室効果ガス削減目標41%（2013年度比）の引き上げ**やそれに伴う施策の見直しを行う必要がある。
- ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する温暖化対策に積極的に取り組む市町村支援の一層の強化が必要。

2 国の動向

- 令和3年4月：気候サミット（首脳会議）で**2030年温室効果ガス削減目標46%減**（2013年度比）を表明
- 5月：**改正地球温暖化対策推進法**成立
 - 6月：**地域脱炭素ロードマップ**を決定
 - 10月：**地球温暖化対策計画**決定
 - 11月：国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（C O P 26）
- 令和4年4月：改正地球温暖化対策推進法施行



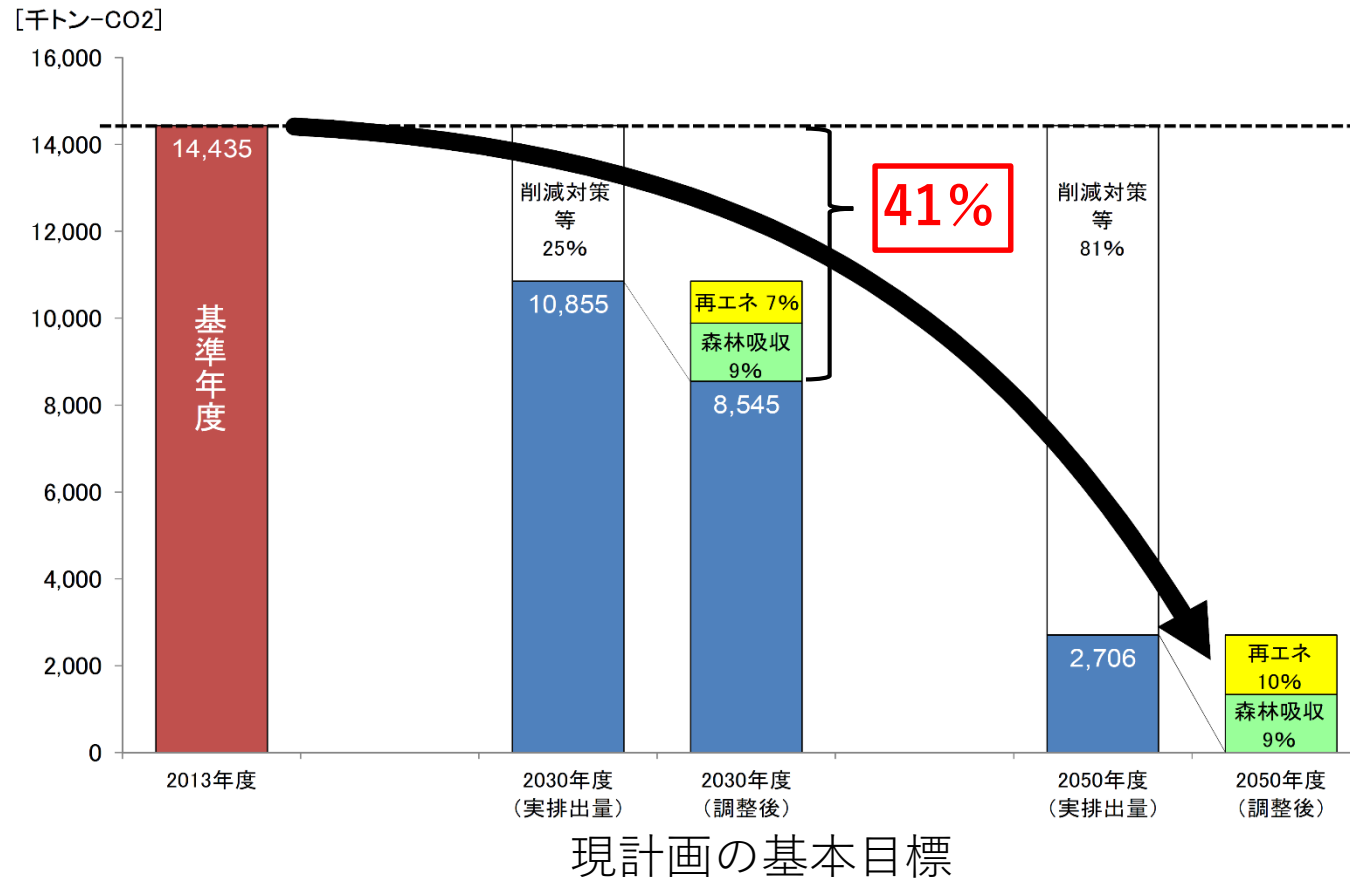
令和3年4月 気候サミット（首相官邸HPから）

3 見直しに向けた主な検討課題

- ① 国の温室効果ガス削減目標の引き上げに伴う目標見直し
2030年度 26%→46%減 (2013年度比)



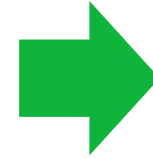
国の削減目標を踏まえた
現県計画目標41%減の引き上げの検討が必要



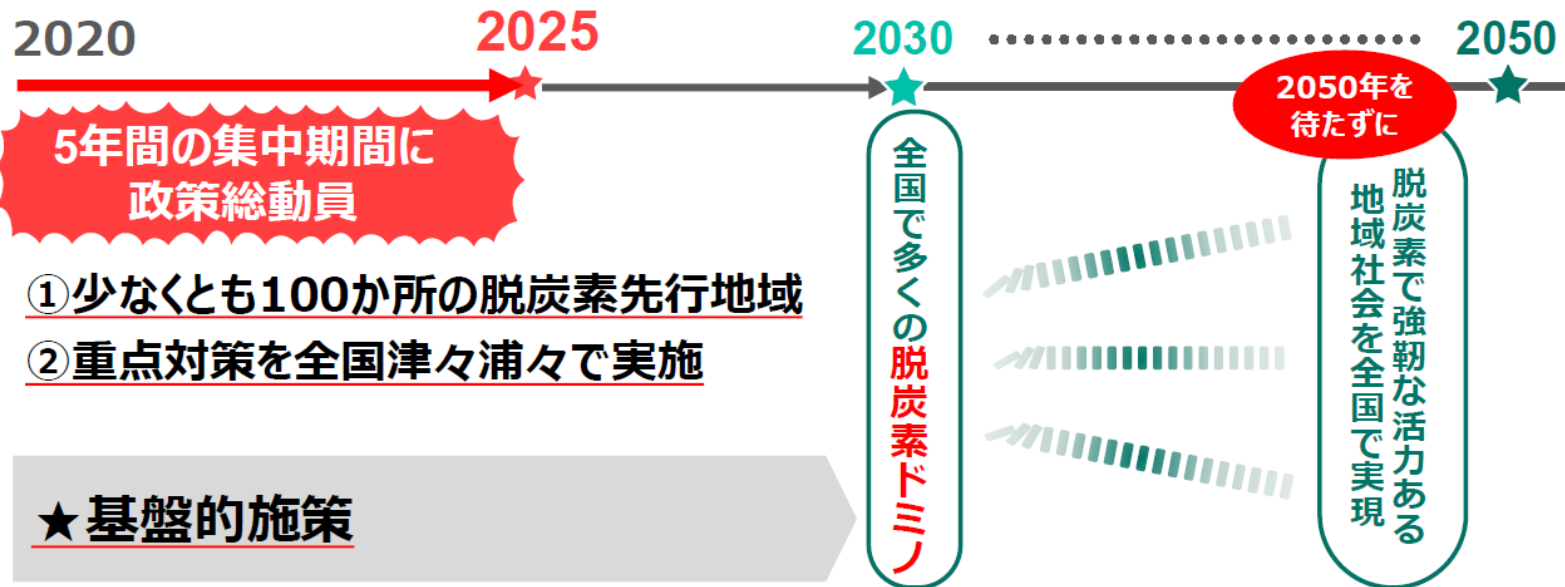
3 見直しに向けた主な検討課題

② 地域脱炭素ロードマップに基づく取組の追加

国では令和3年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等により積極的支援



・本県の地域特性や国のロードマップ等を踏まえた更なる取組の充実が必要
・脱炭素に向けて、積極的に取り組む市町村への支援を検討



地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

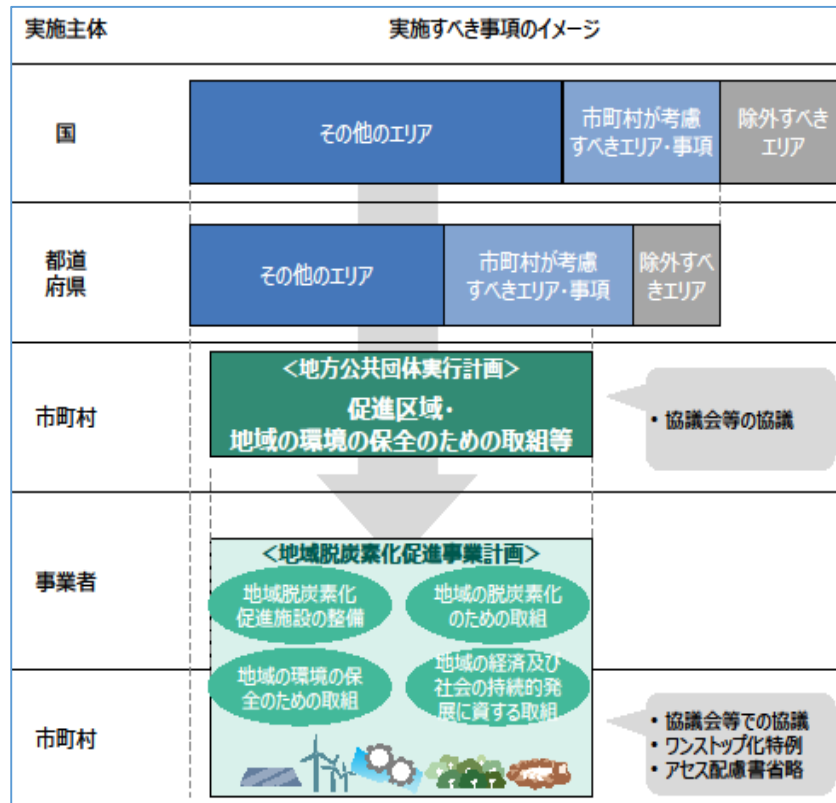
3 見直しに向けた主な検討課題

③ 温対法改正に伴う促進区域の環境配慮基準の設定

市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準(任意)



環境省令や地域特性を踏まえ、環境配慮基準の設定を検討



地域脱炭素化促進事業の概要(国検討資料一部加工)

3 見直しに向けた主な検討課題

④ 気候変動適応策の検討

国では、令和3年10月に気候変動適応計画を改訂



国計画において、細分化や新たに追加となった分野等の適応策の検討が必要

気候変動適応計画改訂による分野細分化等の例

(気候変動適応に関する分野別施策 [自然災害・沿岸域の例])

旧国計画	現行国計画
水害	河川
高潮・高波	沿岸（高潮・高波等）
土砂災害	山地（土砂災害）
	山地（山地災害・治山・林道施設）
その他（強風等）	強風等
	適応復興の推進
	その他共通的な取組

4 検討体制・スケジュール

令和4年5月	岩手県環境審議会へ諮問
令和4年5月～8月	改訂計画の審議（大気部会）
令和4年10月	改訂の答申
令和4年11月	パブリックコメント
令和5年3月	県議会議決
令和5年3月	改訂計画の決定・公表

岩手県における2018年度の温室効果ガス排出量について

- 1 2018年度の温室効果ガス排出量（実排出量）は1,359万7千トンであり、岩手県地球温暖化対策実行計画の基準年（2013年）比で84万8千トンの減少（△5.9%）であった。
- 2 森林吸収による削減効果（△9.9%）及び再生可能エネルギー導入による削減効果（△1.9%）を含めた2018年度の温室効果ガス排出量は、1,189万1千トンであり、基準年比255万4千トンの減少（△17.7%）となりました。
- 3 前年度（2017年度）との比較では、実排出量は5万2千トンの減少（△0.4%）であった。
- 4 前年度との比較で排出量が増加している主な部門は、
 - ・工業プロセス部門（+17万7千トン（+11.7%））
 - ・産業部門（+3万2千トン（+0.9%））
 排出量が減少している主な部門は、
 - ・民生家庭部門（△17万8千トン（△6.9%））
 - ・運輸部門（△6万9千トン（△2.9%））
 であった。

温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量等の部門別状況は、別添資料のとおり。

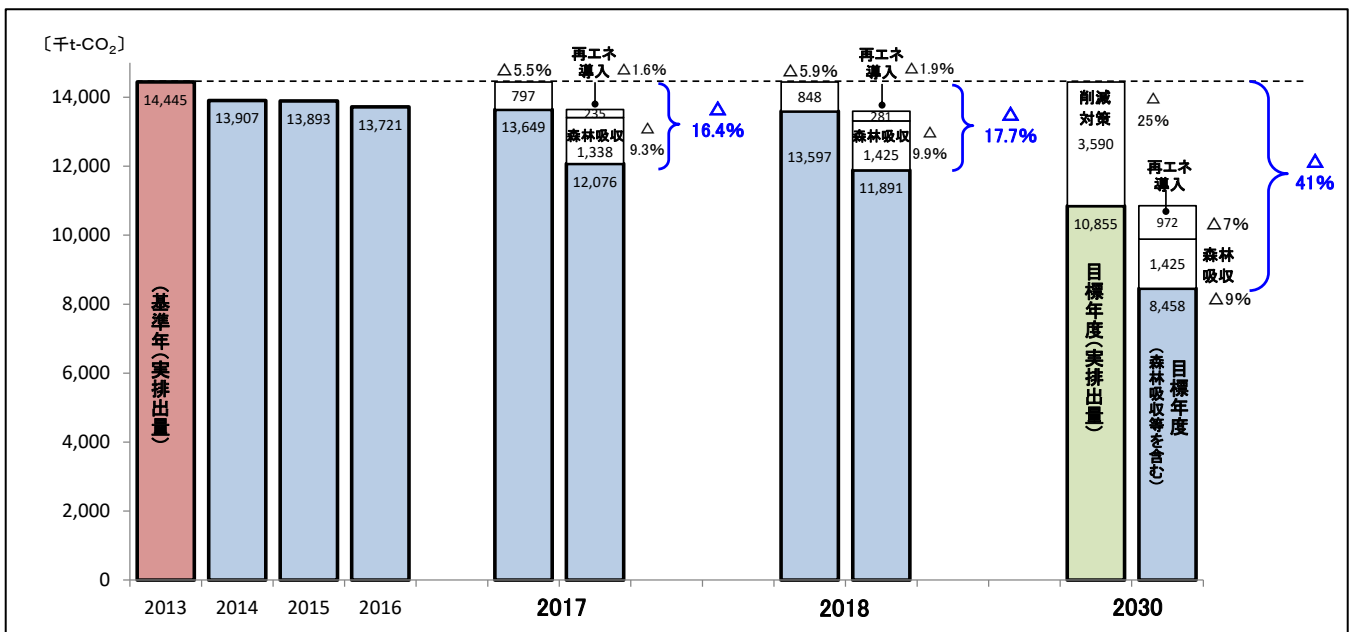


図 県における温室効果ガス排出量の推移と削減目標

※ 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和3年3月策定）では、2030年度の温室効果ガス排出量を基準年（2013年）比で41%削減（森林吸収量等含む）する目標としている。

※ 森林吸収による二酸化炭素の吸収量は、京都議定書の算定方法に基づき国が算定した資料を基に、岩手県の吸収量を推計している。

※ 排出量の推計に用いる国の統計データが過去に遡って修正されたため、過去に公表済みの温室効果ガス排出量についても遡って再計算している。

※ 排出量及び構成比の各数値について、端数処理の関係から、合計と一致しない場合がある。

1 温室効果ガス排出量(部門別状況)

表1 県における温室効果ガス排出量の状況(基準年及び前年度との比較)

(単位: 千t-CO₂)

部門	2013 (基準年)		2017年度		2018年度							
	排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	対前年 増減量	対前年 増減比	対基準年 増減量	対基準年 増減比		
二酸化炭素	エネルギー起源	産業	4,026	27.9%	3,519	25.8%	3,551	26.1%	32	0.9%	△ 475	△ 11.8%
		民生家庭	2,847	19.7%	2,572	18.8%	2,394	17.6%	△ 178	△ 6.9%	△ 454	△ 15.9%
		民生業務	2,418	16.7%	2,132	15.6%	2,104	15.5%	△ 28	△ 1.3%	△ 314	△ 13.0%
		運輸	2,368	16.4%	2,378	17.4%	2,310	17.0%	△ 69	△ 2.9%	△ 58	△ 2.5%
		エネルギー転換	72	0.5%	81	0.6%	87	0.6%	5	6.6%	14	19.7%
	非エネルギー起源	工業プロセス	1,399	9.7%	1,510	11.1%	1,686	12.4%	177	11.7%	288	20.6%
		廃棄物	225	1.6%	337	2.5%	349	2.6%	12	3.4%	124	54.8%
合計	13,355	92.4%	12,530	91.8%	12,480	91.8%	△ 50	△ 0.4%	△ 874	△ 6.5%		
その他ガス	メタン(CH ₄)	632	4.4%	678	5.0%	676	5.0%	△ 2	△ 0.3%	45	7.1%	
	一酸化二窒素(N ₂ O)	432	3.0%	416	3.1%	417	3.1%	1	0.2%	△ 14	△ 3.4%	
	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	14	0.1%	14	0.1%	14	0.1%	△ 0	△ 0.5%	△ 0	△ 2.4%	
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	六フッ化硫黄(SF ₆)	2	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	△ 0	△ 6.9%	0	1.2%	
	三フッ化窒素(NF ₃)	12	0.1%	9	0.1%	8	0.1%	△ 0	△ 4.2%	△ 4	-	
	合計	1,091	7.6%	1,119	8.2%	1,117	8.2%	△ 1	△ 0.1%	26	2.4%	
温室効果ガス合計	14,445	100.0%	13,649	100.0%	13,597	100.0%	△ 51	△ 0.4%	△ 848	△ 5.9%		

※ 排出量及び構成比の各数値について、端数処理の関係から、合計と一致しない場合がある。

※ エネルギー転換部門とは、発電所等の石炭や重油等の一次エネルギーを電気や石油といった最終エネルギーに変換する部門をいう。

※ 工業プロセス部門とは、セメント製造時等において石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程をいう。

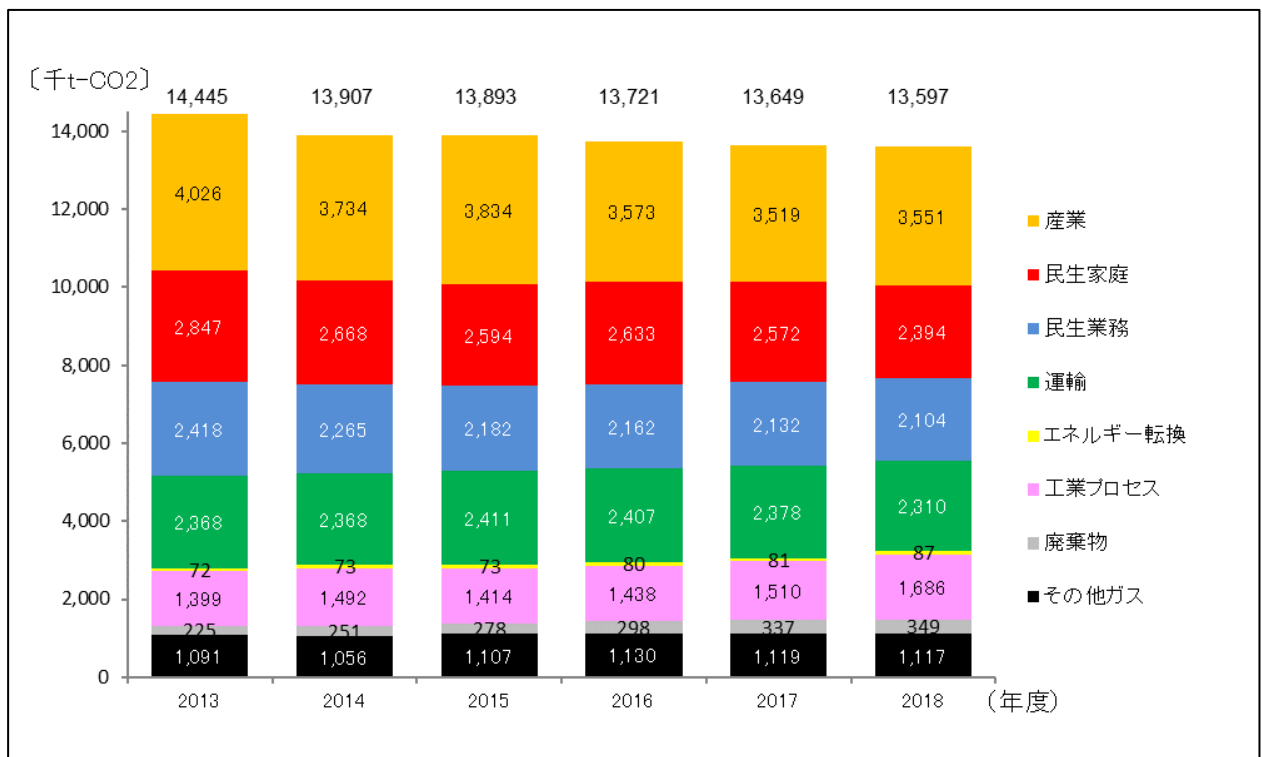


図2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

2 二酸化炭素排出量(部門別状況)

表2 県における二酸化炭素排出量の状況(基準年及び前年度との比較)

(単位: 千 t-CO₂)

部門			2013 (基準年)		2017年度		2018年度					
			排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	対前年 増減量	対前年 増減比	対基準年 増減量	対基準年 増減比
二酸化炭素	エネルギー起源	産業	4,026	30.1%	3,519	28.1%	3,551	28.5%	32	0.9%	△ 475	△ 11.8%
		民生家庭	2,847	21.3%	2,572	20.5%	2,394	19.2%	△ 178	△ 6.9%	△ 454	△ 15.9%
		民生業務	2,418	18.1%	2,132	17.0%	2,104	16.9%	△ 28	△ 1.3%	△ 314	△ 13.0%
		運輸	2,368	17.7%	2,378	19.0%	2,310	18.5%	△ 69	△ 2.9%	△ 58	△ 2.5%
		エネルギー転換	72	0.5%	81	0.6%	87	0.7%	5	6.6%	14	19.7%
	非エネルギー起源	工業プロセス	1,399	10.5%	1,510	12.0%	1,686	13.5%	177	11.7%	288	20.6%
		廃棄物	225	1.7%	337	2.7%	349	2.8%	12	3.4%	124	54.8%
	合計			13,355	100.0%	12,530	100.0%	12,480	100.0%	△ 50	△ 0.4%	△ 874

※ 排出量及び構成比の各数値について、端数処理の関係から、合計と一致しない場合がある。

排出量の多い5部門における基準年比及び前年度比の状況等は以下のとおり。

(1) 産業部門(工場等) : 355万1,000トン [構成比28.5%]

- ・ 基準年比 △47万5,000トン(△11.8%)

食料品、プラスチック製品等を中心に製造業における製造品出荷額等が増加(基準年比+20.3%)したものの、エネルギー効率の改善等により、排出量は減少した。

- ・ 前年度比 +3万2,000トン(+0.9%)

製造業の製造品出荷額の増加や建設業の建築工事予定額の増加等により排出量が微増した。

(2) 民生家庭部門 : 239万4,000トン [構成比19.2%]

- ・ 基準年比 △45万4,000トン(△15.9%)

灯油、電力及びLPガス・都市ガス由来の排出量がいずれも減少した。

- ・ 前年度比 △17万8,000トン(△6.9%)

前年と比較して冬の気温が高めに推移したこと等により、灯油、電力、LPガス・都市ガス由来の排出量がいずれも減少した。

(3) 民生業務部門(商業サービス業等) : 210万4,000トン [構成比16.9%]

- ・ 基準年比 △31万4,000トン(△13.0%)

エネルギー消費原単位(単位面積当たりのエネルギー消費量)が改善し、エネルギー消費量が減少した。

- ・ 前年度比 △2万8,000トン(△1.3%)

エネルギー消費原単位(単位面積当たりのエネルギー消費量)が改善し、エネルギー消費量が減少した。

(4) 運輸部門 : 231万トン [構成比18.5%]

- ・ 基準年比 △5万8,000トン(△2.5%)

自動車保有台数が増加傾向にあるものの、燃費の向上及び次世代自動車の普及等で自動車からの排出量が減少(△3.2%)したこと等により、部門の排出量が減少した。

- ・ 前年度比 △6万9,000トン(△2.9%)

鉄道、船舶及びジェット機で排出量が増加したが、排出量の約97%を占める自動車で排出量が減少したことから、全体として排出量が減少した。

(5) 工業プロセス部門 : 168万6,000トン [構成比13.5%]

- ・ 基準年比 +28万8,000トン(+20.6%)

セメントの原料となる石灰石消費量が増加し、排出量が増加した。

- ・ 前年度比 +17万7,000トン(+11.7%)

石灰石消費量が増加し、排出量が増加した。

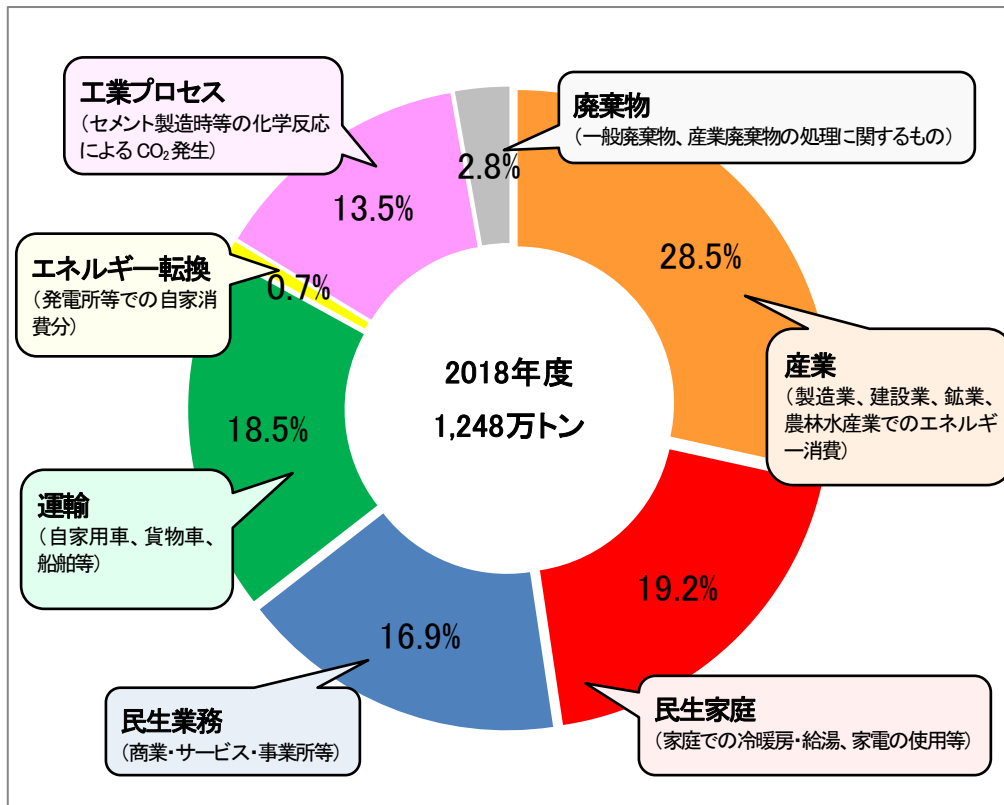


図2 2018年度の二酸化炭素排出量における部門別割合

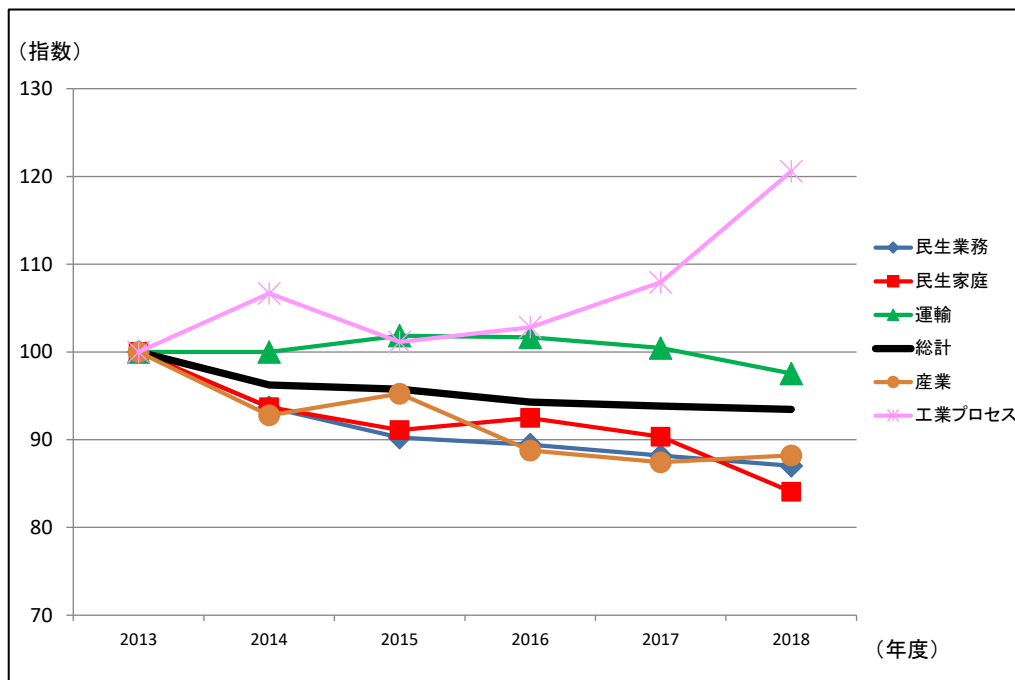


図3 主たる排出部門における二酸化炭素排出指数の経年変化 (2013年を100とする)

3 その他温室効果ガス排出量

表3 県におけるその他温室効果ガス排出量の状況(基準年及び前年度との比較)

(単位:千t-CO₂)

部門	2013 (基準年)		2017年度		2018年度						
	排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	対前年 増減量	対前年 増減比	対基準年 増減量	対基準年 増減比	
その他ガス	メタン(CH ₄)	632	57.9%	678	60.6%	676	60.5%	△ 2	△ 0.3%	45	7.1%
	一酸化二窒素(N ₂ O)	432	39.6%	416	37.2%	417	37.4%	1	0.2%	△ 14	△ 3.4%
	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	14	1.3%	14	1.2%	14	1.2%	△ 0	△ 0.5%	△ 0	△ 2.4%
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	六フッ化硫黄(SF ₆)	2	0.2%	2	0.2%	2	0.2%	△ 0	△ 6.9%	0	1.2%
	三フッ化窒素(NF ₃)	12	-	9	0.8%	8	0.7%	△ 0	△ 4.2%	△ 4	-
	合計	1,091	100.0%	1,119	100.0%	1,117	100.0%	△ 1	△ 0.1%	26	2.4%

※ 排出量及び構成比の各数値について、端数処理の関係から、合計と一致しない場合がある。

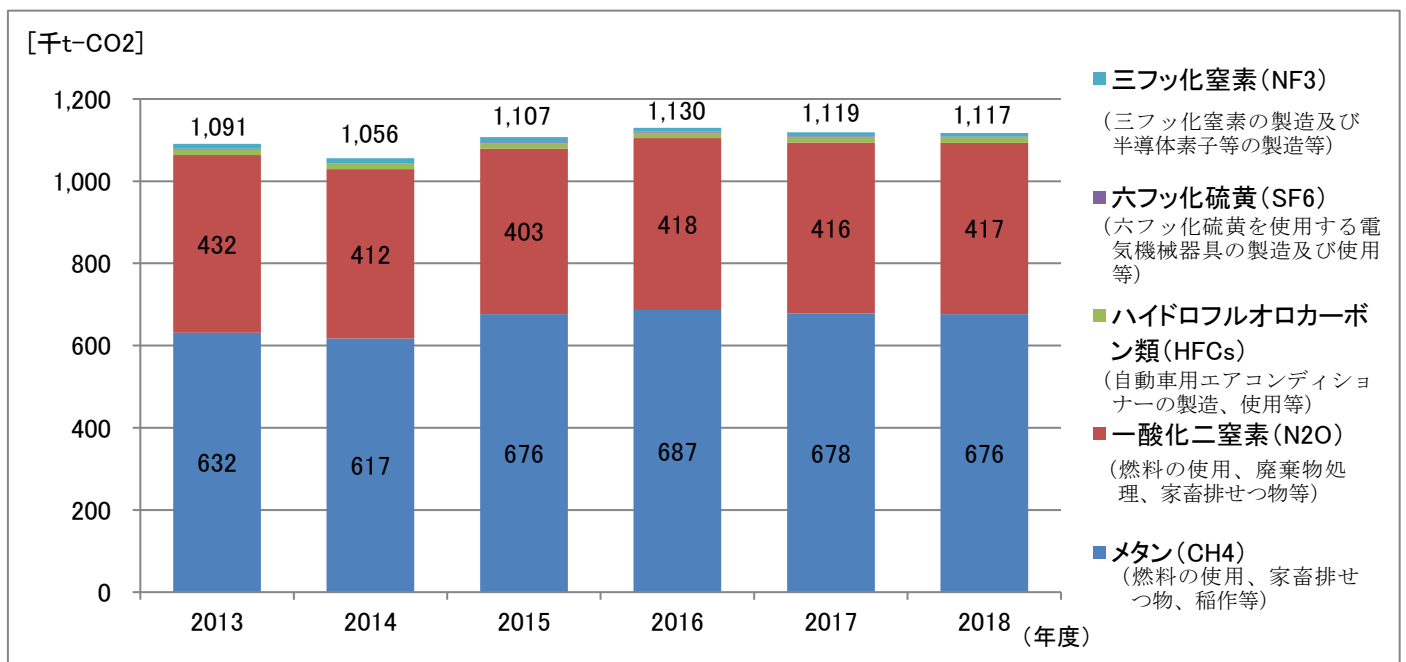


図4 その他温室効果ガス排出量の推移

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の目標と各施策の推進指標(速報)

施策領域	施策項目	指標	単位	2019	2020	2021	計画目標値		目標値設定の考え方	
				(R1) 参考値	(R2) 参考値	(R3) 初年度	(2030)R12	(2030)R12		
1	計画の目標	温室効果ガス排出削減割合	%	16.4 (2017)	17.7 (2018)	9~10 月頃の見込み (2019)	41		温室効果ガス排出量2050年実質ゼロを見据え、2030年度の排出量について、省エネルギーの推進による削減を25%、再生可能エネルギーの導入による削減を7%、森林吸収による削減を9%と見込み、全体で41%削減することを目指す。	
		再生可能エネルギーによる電力自給率	%	34.4	41.7	調査中 (6月)	65			再生可能エネルギーの事業計画を踏まえ、2025年度を53%と見込み、2030年度までにさらに現計画における伸び率と同等の伸び率を目指す。
		森林吸収量の見込み	千トンCO ₂	1,082 (2017)	1393 (2018)	1962 (2019)	1,339			2013(平成25)年度から2017(平成29)年度における本県の森林吸収量の平均値を、2030(令和12)年度の森林吸収量として見込む。
施策領域	施策項目	指標	単位	2019 (R1) 参考値	2020 (R2) 参考値	2021 (R3) 初年度	目標値 2022 (R4)	目標値 2025 (R7)	目標値設定の考え方	
省エネルギー対策の推	① 暮らしにおける省エネルギー化	省エネ住宅ストック率	%	62.5 (2018)	調査中 (R5)	調査中 (R5)	82.5 (2023)	90		2025年の目標値を、全国上位の水準である90%と見込み、毎年4%程度の上昇を目指すもの。
		新築住宅着工戸数に占める長期優良住宅の割合	%	9.3	7.3	8.4	13.0	15.0	2025年の目標値を、2017年の東北6県の上位の水準(15%)と見込み、毎年0.6%程度の上昇を目指すもの。	
		住宅用太陽光発電設備導入件数(累計)	件	29,145	30,529	調査中 (6月)	29,700	38,500	住宅の着工件数については、今後減少するものと思われるが、太陽光発電の導入件数は、施策等により2019年度の件数維持を目指すもの。	
		乗用車の登録台数に占める電動車の割合	%	17.4	19.2	21.1	23.0	29.0	県内の電動車の導入割合は年々増加しており、今後も一定ペースの増加継続を目指すもの。	
		わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計)	人	12,492	13,529	11,221	26,500	70,000	2021年を2019年の実績から13,000人と見込み、毎年500人の増加を目指すもの。	
	② 産業における省エネルギー化	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	211	219	246	242	272	2019年度末の認定事業所数をベースに、毎年度の新規認定数を積み上げるもの。年間10事業所の新規認定を目指すもの。	
		地球温暖化対策計画書の目標達成率	%	53 (2018)	57.9 (2019)	67.7 (2020)	55	57	計画書制度対象事業者のうち自社目標を達成した事業者の割合による。毎年0.5%ずつ達成率が向上することを目指すもの。	
		乗用車の登録台数に占める電動車の割合【再掲】	%	17.4	19.2	21.1	23.0	29.0	県内の電動車の導入割合は年々増加しており、今後も一定ペースの増加継続を目指すもの。	

進	施策領域	施策項目	指標	単位	2019 (R1) 参考値	2020 (R2) 参考値	2021 (R3) 初年度	目標値 2022 (R4)	目標値 2025 (R7)	目標値設定の考え方
12	③地域における省エネルギー化	三セク鉄道・バスの一人当たりの年間利用回数	回	16.1	16.2	調査中 (6月)	17.5 (2023)		人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、利用者の減少傾向が続いているものの、2017(平成29)年度実績値(17.5回)の水準を維持していくことを目指すもの。	
13		モビリティ・マネジメント(公共交通スマートチャレンジ月間)への取組事業者数	事業者	122	コロナのため開催見送り	コロナのため開催見送り	160 (2023)		2023年度における取組事業者数を過去最高であった2015(平成27)年度の実績(162事業者)と同水準を目指すもの。	
14		乗用車の登録台数に占める電動車の割合【再掲】	%	17.4	19.2	21.1	23.0	29.0	県内の電動車の導入割合は年々増加しており、今後も一定ペースの増加継続を目指すもの。	
15		信号機のLED化率	%	54.2	56.1	57.8	56.4	58.2	岩手県交通安全施設管理計画に基づく灯器LED化(車両用灯器60灯、歩行者用灯器64の更新)により、毎年度LED化率0.6%の増加を目指すもの。	
16	2 再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー導入量(累計)	MW	1,444	1,595	調査中 (6月)	1,687	2,029	再生可能エネルギーの事業計画を踏まえ、2025年度までの計画を見込んだもの。	
17		①着実な事業化と地域に根ざした取組の推進 住宅用太陽光発電設備導入件数(累計)【再掲】	件	29,145	30,529	調査中 (6月)	29,700	38,500	住宅の着工件数については、今後減少するものと思われるが、太陽光発電の導入件数は、施策等により2019年度の件数維持を目指すもの。	
18		農業水利施設を活用した小水力発電導入数(累計)	箇所	8	9	9	10		農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図るため、県内における取組状況等を踏まえ、R4年までに2施設の導入を目指すもの。	
19		②自立分散型エネルギー供給システム構築 再生可能エネルギー導入量(累計)【再掲】	MW	1,444	1,595	調査中 (6月)	1,687	2,029	再生可能エネルギーの事業計画を踏まえ、2025年度までの計画を見込んだもの。	
20		住宅用太陽光発電設備導入件数(累計)【再掲】	件	29,145	30,529	調査中 (6月)	29,700	38,500	住宅の着工件数については、今後減少するものと思われるが、太陽光発電の導入件数は、施策等により2019年度の件数維持を目指すもの。	
21	③水素利活用推進	水素に関する勉強会開催(累計)	回	3	0	3	4	10	過去の実績と同等の年2回、水素に関する勉強会、セミナー、視察会等を開催しようとするもの。	
22		水素ステーションの設置	基	0	0	0	0	1	水素利活用推進プロジェクトにおいて、2023年度以降の水素ST運用開始を想定していることを踏まえ、2025年までに1基の導入を目指すもの。	
23	④多様なエネルギーの有効利用	ペレットの利用量	t	5,727	3,544	調査中 (6月)	6,300		ペレット利用量の状況を踏まえ、平成27年度水準への回復を目指すもの。	
24		チップの利用量	BDt	229,064	230,421	調査中 (9月)	233,800		木質バイオマスの熱利用や発電用の需要動向を踏まえ、チップボイラーの新規導入や地域熱供給の取組により、毎年500～800BDtの増加を目指すもの。	

施策領域	施策項目	指標	単位	2019	2020	2021	目標値	目標値	目標値設定の考え方	
				(R1) 参考値	(R2) 参考値	(R3) 初年度	2022 (R4)	2025 (R7)		
25	①森林吸収源対策	間伐材利用率	%	42.0	42.0	調査中 (6月)	42.8		列状間伐等の搬出間伐を一層促進させる等の取組により、間伐材利用率を毎年0.5ポイントずつ上昇させることを目指すもの。	
26		再造林面積	ha	830	876	調査中 (6月)	1,000		持続的な森林経営や資源の循環利用を図るため、R8年の再造林率60%を見据え、R4年に1,000haの再造林(再造林率50%)を目標とし、毎年50haずつ上昇させることを目指すもの。	
27	3 多様な手法による地球温暖化対策	②廃棄物・フロン類対策	一般廃棄物の焼却施設処理量	千トン	351 (2018)	350 (2019)	339 (2020)	341 (2021)	331 (2024)	一般廃棄物の焼却処理による地球温暖化への影響を測定することとし、焼却施設処理量について過去5年間の減少割合を維持を目指すもの。
28			リサイクル率(一般廃棄物)	%	18.2 (2018)	17.6 (2019)	17.5 (2020)	21.9 (2021)	23.8 (2024)	2030年において、国の廃棄物処理法基本方針における目標値の水準を目指すもの。
29			再生利用率(産業廃棄物)	%	60.6 (2018)	58.5 (2019)	59.0 (2020)	60.6 (2021)	60.6 (2024)	現状値において、国の廃棄物処理法基本方針の目標値を上回っており、現状値の水準の維持を目指すもの。
30			フロン類回収量の報告率	%	97 (2018)	94 (2019)	93 (2020)	100	100	報告率の上限値を目指すもの。
31	③基盤的施策 ・県民運動の推進 ・分野横断的施策の推進 ・県の優先的取組の推進 ・環境学習の推進	地球温暖化防止への対応をしている県民の割合	%	77.5	76.0	調査中 (6月)	79.0	80.0	現状値77.5%について、年0.5%増を目指すもの。	
32		省エネ一斉行動参加団体数(累計)	団体	45	64	42	150	375	年間の参加団体数を過去5年間の参加団体数の平均値75団体と見込み、毎年75団体以上の参加を目指すもの。	
33		わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計) 【再掲】	人	12,492	13,529	11,221	26,500	70,000	2021年を2019年の実績から13,000人と見込み、毎年500人の増加を目指すもの。	
34		県の事務事業における温室効果ガス削減割合	%	—	2.1	2月頃の見込み	5.9	10.3	県全体の排出削減目標と同等のペース(1.47%/年)で、県の事務事業で発生する温室効果ガス排出削減の推進を目指すもの。	
35		地球温暖化等に関する学習参加者数(累計)	人	2,803	2,750	2,600	5,700	15,000	温暖化推進員講座受講者数と気候変動シンポジウム参加者数とし、2021年を2,800人と見込み、毎年100人の増加を目指すもの。	